## 随意契約(相手方指定)調書

件名	賃貸借契約(庁有車 ローザ1309) No.52	200774
工(納)期	令和 8年11月31日	
契約締結日	令和 7年10月21日	
契約金額	1,783,320円(消費税込み)	

契約相手方	三菱オートリース株式会社 公共・提携推進部
	(法人番号:2010401028728)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料 経理課契約係 R7.10.16

## 業者選定理由書

件名	賃貸借契約(庁有車 ローザ1309)
指名業者(案)	名 称 三菱オートリース株式会社 公共・提携推進部 代表者 公共・提携推進部長 内田 拓也 所在地 東京都港区芝5丁目33番11号
特命理由	本件は、令和7年11月30日にリース期間満了を迎える庁有車について、車両状態が良好なため再リース契約を締結するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 ① 本件は、リース期間満了後の再リース契約であるため、現行の賃貸借契約の相手方である上記業者以外は、契約締結が不可能である。 ② 上記業者は、現行の賃貸借契約において、自動車の保守等についても適切に行っており、履行状況は良好である。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)